

お米Q&A



米 トレーサビリティ 制度

平成23年7月1日から原料米の産地情報が入手できるようになりました。

平成23年7月1日から、米トレーサビリティ法^(※1)で指定されている対象品目^(※2)を米穀事業者が消費者へ販売する際には、原料米の産地(国名、県名など)情報の伝達が義務となりました。このことにより、米や米加工食品の原料米、飲食店や持ち帰り弁当などで使われているごはんやごはん料理の原料米の産地情報を消費者が入手できるようになります^(※3)。

米や米加工食品では、商品の包装への直接記載、産地シールの添付や、産地情報を掲げているホームページアドレス、産地情報をお知らせする窓口電話番号などの記載等のいずれかの方法が、産地情報の消費者への伝達方法とされています。また飲食店などでは、ごはんの原料米の産地情報や産地を知ることができる方法をメニューや店内掲示に記載することが、産地情報の伝達方法とされています。

なお、平成23年7月1日より前に国内の生産者が出荷した米を原料に用いた場合や、7月1日より前に輸入された米を原料に用いた場合は、産地情報の伝達義務はかかりませんので、当分の間、一部の商品やごはん料理などで産地情報が記載されていないこともあります。

米トレーサビリティ制度 >> (農林水産省へのリンク)
http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html
http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/beikoku/qa-kome_tresa04.html

- ※1 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律
- ※2 米トレーサビリティ法の対象品目：米穀(玄米・精米)、米粉、米粉調製品、米菓生地、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん
- ※3 飲食店で提供されるごはんやごはん料理だけが対象です。飲食店などで提供される清酒や米菓など米加工食品類は対象となりません。

外食店
スーパー
コンビニなどで
提供される
ごはんの例



米・加工
食品の例



(社)米穀安定供給確保支援機構(米穀機構)情報部

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 15-15 TEL 03-4334-2161・FAX 03-4334-2167

▶ 「Q&A」のトップへもどる ◀

▶ 米ネットトップページへもどる ◀